

一宮町学童保育料預貯金口座振替収納事務取扱要綱を次のように定める。

令和 4年 9月 6日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町告示第 50 号

一宮町学童保育料預貯金口座振替収納事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、放課後児童健全育成事業利用料及びその他費用（以下「学童保育料」という。）の納付手続を合理化し、納期内納付体制の確立を期するとともに、納付者の利便を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 口座振替をすることができる者は、指定金融機関又は収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預貯金口座を有する学童保育料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）で、当該取扱金融機関の確認を得たものとする。

(指定預貯金口座)

第3条 口座振替のできる預貯金口座は、納付義務者が指定した本人名義の普通預貯金口座（以下「指定預貯金口座」という。）とする。ただし、納付義務者が本人以外の預貯金口座の名義人の承諾を得たときは、この限りでない。

(申込手続)

第4条 納付義務者は、口座振替により学童保育料を納付しようとするときは、取扱金融機関が指定する預貯金口座振替依頼書等（以下「依頼書等」という。）を、千葉銀行に預金口座を有する納付義務者は町長を経由して千葉銀行に、千葉銀行以外の取扱金融機関に預貯金口座を有する納付義務者は直接当該取扱金融機関に提出するものとする。

2 前項の規定により依頼書等を受領した取扱金融機関は、当該依頼書等の記載事項を確認し、預貯金口座振替申込書等を速やかに町長に提出するものとする。

（振替処理の方法）

第5条 口座振替の処理の方法は、取扱金融機関に口座振替データを伝送する方式により処理する方法による。この場合において、町は取扱金融機関との口座振替データの授受を外部に委託することができるものとする。

2 町長は、前項の処理について、全国銀行協会の預金口座振替統一基準仕様に基づき電子データを作成し、振替日の5営業日前までに送付しなければならない。

（振替日）

第6条 振替日は、納期限の日とする。ただし、町長が必要と認めるときは、別に定める日を振替日として指定することができる。

（納付手続）

第7条 取扱金融機関は、指定預貯金口座から第5条に規定する方法により依頼のあった金額を引落とし、速やかに町長の指定する預金口座に入金するとともに、振替状況を報告するものとする。

（領収書）

第8条 領収書は、預貯金通帳に記載される印字をもって代えるものとする。

（振替不能分の取扱い）

第9条 取扱金融機関は、預貯金不足等の理由により振替日に振替不能のものがあるときは、不能者リストを作成し、町長に報告するものとする。

（取扱手数料）

第10条 町長は、取扱金融機関及び委託会社（以下「取扱機関等」という。）に対し、口座振替に係る手数料（以下「取扱手数料」という。）を支払うものとする。

2 取扱機関等は、取扱手数料を町長へ請求するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか施行に関し必要な事項は、取扱金融機関と協議して町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月分の学童保育料から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に一宮町学童保育料口座振替事務取扱要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。